

カナダ・ケベック州における移民「統合」政策と「新規移民」の生活実態 ーケベック型多文化主義の検討のためにー

The Civic Integration Policy for New Immigrants and Socio-economic Status of New Immigrants in Quebec, Canada

吉野 英樹*
Hideki YOSHINO*

キーワード：多文化主義，エスニック・グループ，フランコフォン，ユニラング，ケベコワ
Key words : multiculturalism, ethnic group, francophone, unilingue, Québécois

I. 序論

20世紀後半から、資本の国際移動が活発化し、経済のグローバル化の様相を呈するとともに、労働移動のボーダレス化、加速化、多様化が顕著になっている。こうした状況にともない、移民の流入によって、ホスト社会では多様な文化的背景をもつ民族集団、すなわちエスニック・グループが形成されるが、こうしたグループとホスト社会、あるいはグループ間での対立や軋轢を避けるために、カナダやオーストラリアなどの移民受け入れ国において多文化主義 multiculturalism が導入されている。多文化主義に関する研究は、その是非を含め多数あるが、代表的な研究としては、他者との相互行為すなわち「対話」を通じたアイデンティティの獲得と、その政治的「承認」を中心に多文化主義を論じた Taylor (1994) や、「内なる多文化主義 multiculturalism within」という概念のもと、アイデンティティの重層性に着目したモリス鈴木 (1996)、「リベラル型多文化主義」、「コーポレート型多文化主義」を指摘した Gordon (1988) などが挙げられる。また、日本の研究者では、オーストラリアにおける社会構造の変容と移民政策の動向を中心に検討した上で、Gordon (1988) の理論を発展させ、さまざまな多文化主義のモデルを論じた関根 (1989, 2000) や、エス

ニシティのコンテクストから多文化主義を論じた初瀬 (1996)、あるいは多文化主義論を整理しながら、その課題を指摘した梶田 (1993, 1996) らの業績がある。

今日、カナダやオーストラリアにおいて多文化主義が導入されているのは、それがマイノリティの不満を解消し、あらゆるエスニック・グループの「統合」を促進させる政策として有効であると考えられているからである。しかしながら、文化・アイデンティティの「承認」と平等性の要求からはじまった多文化主義が、実は現状に即していないという事態も想定される。たとえば、エスニック・グループによる差別をなくし、「適正な」社会進出を意図したクォータ制（機会割り当て制）は、中南米系やアジア系などの非白人、すなわちヴィジブル・マイノリティ¹⁾が差別の対象となり、社会・経済的に格差が生じているという前提に立っている。しかしながら、ヴィジブル・マイノリティ以外のエスニック・グループ間でも格差が生じているとすれば、ヴィジブル・マイノリティを優遇するこの政策の意義を疑問視せざるを得ない。さらに、マイノリティ優遇政策への過度の期待は、「承認」と社会的平等を主張するマイノリティを「愚痴りの文化」と規定し、その運動を「自らを被害者とする被害妄想的な戦略だ」と非難する

*北海道大学文学部学部生

*Undergraduate Student, Faculty of Letters, Hokkaido University

Bernstein (1994) らの主張を正当化することにもなりかねない。あるいは、多文化主義批判論と呼ばれる議論、すなわち多文化主義はマイノリティ文化をマジョリティ文化に対する従属的地位に固定する戦略であるという批判も見られる²⁾。これら批判の多くは、多文化主義の理念もしくはイデオロギー分析において提起されているが、多文化主義を正當に評価するためには、政策理念にとどまらず、個々の政策の具体的な検討や、社会生活を中心とした移民の実態の調査・検討が必要不可欠であろう。

この必要性に反して、多文化主義を中心とする従来の移民研究において、具体的な政策や移民の現況は十分に検討されてきたとは言いがたい。たとえば、カナダ多文化主義を論じた加藤 (1997) は、カナダ連邦を対象とするマクロな視点に、現実に移民と日常的にコンタクトしている州、あるいはその下位の行政の現場を関連づけ、ミクロな視点での多文化主義の検討を試みた。しかしながら、実際に各州で多文化主義がいかに行き渡っているかの具体的な検討はなされていない。あるいは、ケベック州における多文化主義を、社会背景や政策要綱を中心に検討した飯塚 (1997) や山口 (2000) もやはり政策理念の検討にとどまっている。

そこで、本稿では、移民の実態にもとづいた移民政策の検討によって、政策の問題点を指摘するとともに、多文化主義および「統合」という移民政策において中心的課題となる問題を、ケベック州の具体的事例から明確にする。理念先行におちいりやすい多文化主義研究において、ケベック州は仏語圏としての特殊性をもつため、とりわけ抽象的な議論的とされてきたが、看過されがちであった移民の生活実態を中心に検討することで、多文化主義を実証的に検討することが本稿の目的である。本稿の流れとして、まず、第II章で研究対象地域の歴史的背景と移民政策の概要を見る。第III章では、「新規移民」に対する具体的な仏語研修制度を紹介し、その制度の利用状況、および社会生活における仏語使用状況を検討する。第IV章では、「新規移民」の生活実態を明らかにするために、彼らの居住形態・就業形態・所得等を検討し、エスニック・グループ間の「格差」について明ら

かにする。第V章では、第IV章までの議論を踏まえ、ケベック州における多文化主義および「統合」の実態を考察する。検討に際して、筆者による聞き取り調査と、モンリオール大学エスニック研究所・社会学部ルノー教授らが行った対面形式による追跡調査 *Etablissement des nouveaux immigrants* (以下、ENI と表記)³⁾を基礎資料とする。

II. 研究対象地域の歴史的背景と移民政策の概要

1. 研究対象地域の概観と歴史

本稿が対象とする地域は、カナダ東部に位置し、カナダ国内第二の都市・モンリオールを擁するケベック州である (図1)。州総面積は約167万

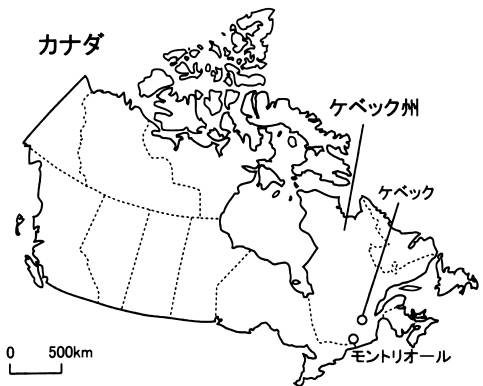


図1 ケベック州位置

km²であり、カナダで最も広い州である。州の総人口約745万 (2002年1月現在)のうち、仏系が約600万、英系が約35万、先住民 (いわゆるファースト・ネイション)⁴⁾が約13万7,000、そして新移民⁵⁾が約70万である。ケベック州は、16世紀中頃まで、アルゴンキン族やイロクオイ族をはじめとするファースト・ネイションの土地であった。ヨーロッパ人による入植は、1603年にヌーヴェル・フランス (仏領カナダ) が設置されたことに始まり、1608年には現ケベック市に首都が置かれた。以降、1750年代まで、東部カナダ一帯は毛皮交易の中継地として植民化が進められた。

その後、1759年には、ヌーヴェル・フランスを舞台に英仏間で戦争が勃発、これに敗れたフランスは、1763年に締結されたパリ条約によって、ヌーヴェル・フランスを英国に譲った。しかしながら、仏系住民は同地に留まり続けたため、英国は、仏

語の使用に関して寛容な政策を採り、仏系住民の反発を避けようとした。その後、英系のロワイヤリスト（王派）が米国の独立戦争を逃れてカナダ⁶⁾へ大量に流入し、経済的イニシアチブをとるようになったために、仏系住民と英系住民との間に軋轢が生じ、両者の対立関係は次第に深くなっていった。英系住民が経済的に支配する反面、マジョリティである仏系住民は、カトリック教会による強力な支配と、農村的慣習によって、伝統的に閉鎖的社会を築いてきたのである。ケベック州の経済的中心都市であるモントリオールでは、英系住民と仏系住民の生活は地理的に隔てられ、また、職場においては、中間管理職を英系住民が多く占め、その下で仏系住民が働くという関係が続いていた。このため、仏語が劣っているという心理作用を仏系住民は植えつけられてきたと言われる。

カトリック教会による強力な支配構造が変化する契機となったのは、1920～1940年にかけて起こった第二次産業革命⁷⁾、および1960年代の「静かな革命 La révolution tranquille」と呼ばれる社会変革である。「静かな革命」は、それまで強力なカトリック教会支配が及んでいた教育、医療分野の改革を中心に、近代的社会制度の整備を目的としたものである。この「革命」は、出生率の急激な低下をもたらした。従来のケベック社会は、カトリシズムのもとに、大家族・高出生率⁸⁾に特徴づけられてきたが、「静かな革命」の後、結婚・家族制度、また価値観やライフスタイルが変化し、結婚しない女性、子を産まない女性が増加したからである⁹⁾。

人口減少問題、またそれにとまなう労働力不足、仏語話者の減少に対処するため、ケベック州は移民政策に積極的に介入しはじめた。1992年には、同州は過去最多となる4万5,000人の移民を受け入れた。その後、受け入れ規模は縮小に転じたものの、2000年以降の移民認定者数は年間3万人（人口の0.4%）を超えており、2001年には3万7,000人に達した（Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration du Québec（以下、MRCIと表記）、2000、2002）。

移民の主な出身国を見ると、上位10か国中、フランスをはじめ、ハイチ、アルジェリア、モロッコなど、フランコフォニー francophonie と呼ば

れる仏語圏が4か国を占めている。また、旧ユーゴスラヴィア、旧ロシア連邦、ルーマニアなどの東ヨーロッパ、そして中国、香港、インド、バングラデシュ、スリランカ、フィリピンなどの南・東南アジア出身者の増加がみられる。こうした傾向から、ケベック州は仏語圏出身者の受け入れを重視する一方で、高い技能や能力、そして資本を持つ者に関しては出身国にかかわらず広く受け入れられていることがわかる。今後の移民計画について、ケベック州は受け入れ総数を拡大してゆく方針を明確に打ち出しており、2003年度受け入れは4万人から4万5,000人を想定している（MRCI, 2001）。

2. 移民カテゴリーの概要

カナダにおける移民カテゴリーは、現在、個人移民、家族呼び寄せ移民、そして難民に大別される。移民選抜は原則としてカナダ連邦の管轄下にあるが、1978年に締結された「カナダ・ケベック協定 L'entente Canada-Québec de 1978 (Couture-Cullen)」¹⁰⁾に基づき、三大カテゴリーのうち、個人移民の選抜に関する政策決定権がケベック州に与えられている¹¹⁾。

個人移民カテゴリーは、職業経験、学歴、言語能力等が優れており、労働者としてカナダに貢献する者を対象とする選抜労働移民と、投資移民、企業家、自営業移民を含むビジネス移民に区別される。これら個人移民カテゴリーの選抜には得点制が導入されており、認定の際には、経歴、能力、資産が重視される。

家族呼び寄せ移民は、雇用状況や年収など一定の条件を満たすカナダ在住者を扶養者としてすることで、カナダ国外に住む親族に認められる¹²⁾。このカテゴリーに関する権限は、前述の「カナダ・ケベック協定」により、カナダ連邦に帰属する。

以上の移民カテゴリーのほかに、ケベック州は、カナダ連邦政府のもとで、庇護が必要な者¹³⁾を、難民として受け入れている。難民認定の権限はカナダ連邦に属するが、これに平行して、ケベック州で独自に難民（人道移民 les immigrants humanitaires）制度を設け、受け入れを行っている。この場合、ケベック州内のNPOなどが受け入れ主体となることで、難民を当事国から呼び寄せることが条件であり、難民条項に該当する者や経

済的困窮者などが対象となっている。全「新規移民」に占める難民の割合は、カナダ連邦の全州平均13.2%に対し、ケベック州は24.8%であり、他州と比較しても難民認定数の多さが際立っている(MRCI, 2001)。これは、ケベック州が開かれた社会であり、人権侵害に対して敏感であることを対外的に示す政治的手段にもなっており、今後も積極的に難民を受け入れてゆく方針を示している。

3. ケベック州における移民政策の概観

ケベック州市民・移民省 MRCI がまとめた報告書から、積極的に移民を受け入れる目的として、主に三点が挙げられる。第一点は、少子高齢化にともなう急激な人口減少への対抗力として移民を受け入れ、人口減少を緩和する目的である。二点目は、優秀な労働力の確保と、それによるケベック州経済の活性化である。現在のケベック州経済は、航空宇宙機器や鉄道車両のほか、通信機器、製薬、ソフトウェア産業など先端産業が強力な牽引役となっており、GDP は上昇を続けている¹⁴⁾。これを受けて、自然科学系研究職に就業する移民も増加しており、その割合を年代で比較すると、1981～1990年では7.6%であったが、1997～2001年には16.3%に達し、さらに2001年単年では18.8%となった(MRCI, 2000)。これは、ハイテク産業を州の基幹産業として育成し、国際競争力を強化したいというケベック州の方針と、雇用状況とが合致した結果であると言える。

そして三点目は、仏語の復権と地位向上を実現するため、ケベック州の移民政策権限内で可能な限り意図的に移民選抜を行うことによる、フランコフォン francophone すなわち仏語話者の増加を図る目的である。第1節でも述べたが、英系住民がケベック州におけるマイノリティであったにもかかわらず、経済的に支配的存在となっていた。また、1967年に始まった点数制による移民選抜制度によって、特に移民の集中するモントリオールにおいては、カナダの公用語である英語または仏語を話さない移民、いわゆるアロフォン allophone の多くが、経済的に成功するためにアングロフォン化(英語化)するという状況が顕著になっていた。こうした状況において、フランコ

フォンの相対的地位向上を図るためには、仏語が政治・経済的に英語と同等であると認められる必要がある。そのため、ケベック州は1974年に22号法いわゆる「ケベック州公用語法」を施行し、仏語をケベック州の唯一の公用語と定めると同時に、仏語による学校教育を徹底させた。これは、アロフォンのアングロフォン化を牽制したものである。続く1977年にケベック州は101号法「仏語憲章 Charte de la langue française」¹⁵⁾を施行し、あらゆる分野における仏語使用の徹底を図った。

こうした仏語政策を推進するとともに、ケベック州は仏語復権の新たな担い手として、移民に期待をかけている。それは、第一に、個人移民選抜において仏語能力を重視し、意図的にフランコフォンの移民認定数を操作すること、二つ目にケベック州に選抜権限がない移民、すなわち家族呼び寄せ移民および難民については、フランコフォンの数を操作することができないため、こうした移民に対する仏語研修を強化し、「新規移民」をフランコフォン化するという移民「統合」によって達成しようとしているのである。

このように、ケベック州は、当初徹底した仏語使用を義務づけるための法整備および行政機関の設置を行ったが、そうしたやや行きすぎともとれる政策に対し、英系州民のみならず仏系州民からも疑問視する声が生じ¹⁶⁾、また司法の場においても政策の正当性が一部否定されたため、ケベック州は議会において新たな法を採決し、一見態度を軟化させた。しかし、仏語政策の基本路線には変更がなく、むしろ更なる強化のために「新規移民」に対する仏語研修を重点化し、フランコフォンの増加を図った。これらのことから、次の諸点が疑問として浮かび上がる。カナダ連邦は、英・仏語ならびにすべての言語・文化の権利を保障する多文化主義をすすめているが、ケベック州の仏語政策は、これまで見たように、明らかに仏語を優遇する政策である。それどころか、企業内や商業活動、教育現場および公共機関などあらゆる社会生活の場で仏語の使用を義務づける仏語政策は、それ以外の諸言語を使用する権利を否定していると考えられる。よって、ケベック州の移民政策ならびに仏語政策の実態が、カナダの国是たる多文化主義との乖離を生んでいるのではないか。また、

ケベック州が仏語政策を強化しても、バイリンガル化のすすむケベック社会において現実に仏語の有用性が低ければ、「新規移民」に対する仏語研修は生かされていないことにならないか。こうした点について考察するためには、仏語研修の制度と利用状況、そして日常生活や職場における仏語使用状況を検討する必要がある。これらの点について、次章で検討する。

Ⅲ. 「新規移民」の仏語研修制度と仏語使用状況

本章では、「新規移民」に対する具体的な仏語研修制度を紹介した上で、筆者が行った仏語教育機関における聞き取り調査をもとに、「新規移民」に対する仏語研修制度を整理し、その利用状況を考察する。さらに、日常生活における仏語使用状況を見るために、筆者聞き取り調査と、追跡調査 ENI を基礎資料とし、これらに分析を加え、仏語使用の実態を考察する。

追跡調査 ENI をまとめた『彼らは今、ここにいます！－1989年移住者の10年間－』（Renaud, 2001）は、「新規移民」の実態を明らかにする手がかりとなるが、同報告書は調査結果の提示にとどまっている。その上、報告書の結論において、調査の詳細な分析がなされないまま、ケベック州の政策を支持する見解を示している。筆者は、この報告書の結論の正当性を疑問視しながらも、この報告書の基礎資料としての重要性を認め、筆者独自の分析を加えることで、仏語研修の制度と利用状況、そして仏語使用状況について考察を行う。

1. 仏語研修制度

ケベック州では、移民認定に当たり仏語能力を重視しており、1997～2001年では個人移民認定者数の約65%が仏語を理解できるとしている

（MRCI, 2002）。その一方で、仏語も英語も解さない「新規移民」がいることも事実であり、その割合は難民と家族呼び寄せ移民で高い。

そのため、ケベック州では、仏語研修制度を充実させ、仏語学習へのアクセシビリティを高めることにつとめている。その主な担い手である教育機関は、①大学附属語学学校・私立語学学校、②初等・中等学校¹⁷⁾、③地区ごとに設けられているコミュニティセンターや研修機関である「統合センター Carrefour d'intégration」（旧 COFI）である。

そのほかに、教育機関外における仏語研修制度として、ケベック州は職場における仏語教育を推進している。これは、政府と企業が連携して、「新規移民」の仏語研修参加を促すことを目的としたものである。その背景には、就業中の「新規移民」の便宜を図り、仏語研修参加率を増加させると同時に、企業における仏語使用を徹底させたいという目論見がある。

2. 仏語研修制度の実態

(1) 大学附属語学学校における「新規移民」の仏語研修

本項では、仏語系大学としてカナダ最大規模であるモントリオール大学に付設されている、仏語学校 Ecole de français de l'université de Montréal における聞き取り調査から、大学附属語学学校における「新規移民」の仏語研修の実態を考察する。この聞き取り調査は、同学校のプログラムの受講者50人を対象に、対面式で筆者が行ったものである。調査は、2002年10月および2003年2月に実施した。

同学校のカリキュラムを簡単に解説すると、全日制クラスと定時制クラスがあり、前者は日常的

表1 調査対象者の年齢ならびに性別

年齢	全 日 制			定 時 制			計		
	女性	男性	小計	女性	男性	小計	女性	男性	計
20歳未満	3		3	1	1	2	4	1	5
20～34歳	16	3	19	10	3	13	26	6	32
35歳以上		4	4	4	5	9	4	9	13
計	19	7	26	15	9	24	34	16	50

出典：筆者聞き取り調査

表2 調査対象者の出身国・性別ならびに移民カテゴリー

出身国 移民カテゴリー	女 性						小計	男 性			小計	総計
	W	WF	F	S*	R	O		W	S*	O		
(西ヨーロッパ)												
イタリア		1		1			2					2
オランダ				1			1					1
スウェーデン										1	1	1
スペイン						1	1					1
小計		1		2		1	4			1	1	5
(東ヨーロッパ)												
ポーランド			1				1					1
ルーマニア		1					1	1			1	2
ロシア		1					1	1			1	2
ウクライナ								1			1	1
小計		2	1				3	3			3	6
(中近東)												
イスラエル		1					1	2			2	3
シリア								1			1	1
小計		1					1	3			3	4
(南アジア)												
スリランカ	1						1					1
小計	1						1					1
(東アジア)												
韓国				1			1					1
中国		4	2	1			7	1			1	8
日本				1		1	2					2
ヴェトナム					1		1					1
小計		4	2	3	1	1	11	1			1	12
(中・南米)												
メキシコ			1	4			5	1	1		2	7
キューバ			1				1					1
ジャマイカ	1						1					1
ブラジル	1						1					1
ペルー	1						1					1
アルゼンチン			2				2	1			1	3
エクアドル	1						1					1
小計		4	4	4			12	1	2		3	15
(アフリカ)												
モロッコ								2			2	2
小計								2			2	2
(その他)												
オーストラリア								1			1	1
米国				2			2	1	1		2	4
小計				2			2	2	1		3	5
総計	1	12	7	11	1	2	34	11	3	2	16	50

凡例

W：個人移民 WF：個人移民の同伴 F：家族呼び寄せ移民 S：就学ビザ R：難民

O：その他

* 就学ビザ所持者には、個人移民申請中の6人を含む。

出典：筆者聞き取り調査

な仏語会話および書記法を総合的に学ぶクラスであるのに対し、後者はビジネス仏語、論文執筆など目的別に多様な仏語力を習得するためのクラスとなっている。全日制クラスは、受講登録時に試験によって確認される仏語レベルに合わせ、入門クラスである第1段階 niveau 1 から上級クラスである第6段階 niveau 6 にクラス分けされる。今回の調査対象者の内訳は、全日制クラスのうち、2002年10月に調査した第3段階の受講者10人（対象者a群）、2003年2月に調査した第5段階の受講者16人（対象者b群）および定時制クラス受講者24人（対象者c群）である。なお、この調査対象者には、移民カテゴリー（個人移民・家族呼び寄せ移民・難民）以外の者、すなわち就学ビザなどで滞在している者も含んでいる。

この調査対象者の属性を示したものが表1である。対象者の性別を見ると、男性が16人（32％）に対し、女性が34人（68％）であった。また、年齢では20～34歳が最も多く（64％）、次いで35歳以上（26％）、20歳未満（10％）であり、特に定時制クラスでは35歳以上の割合が比較的高い（38％）。出身地域別に示した表2を見ると、中・南米が15人（30％）を占めて最も多く、つぎにアジア（南アジアならびに東アジア出身者13人：26％）、ヨーロッパ（西ヨーロッパならびに東ヨーロッパ出身者11人：22％）の順であった。

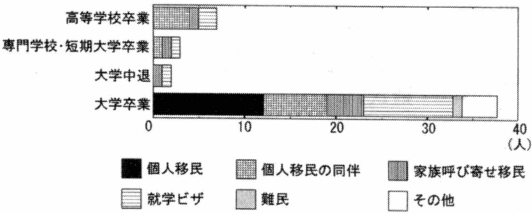


図2 調査対象者の学歴

就学ビザ所持者には、個人移民申請中の6人を含む。
出典：筆者聞き取り調査

調査対象者の学歴を示したものが図2である。この図から、対象者の高学歴傾向がよみとれる。対象者50人のうち、大学卒は38人（76％）を占めており、うち2人はカナダ国内の大学を卒業していた。特に、個人移民のすべてが大学卒であった。

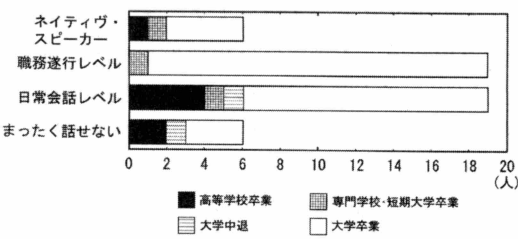


図3 調査対象者の学歴別に見る英語能力
出典：筆者聞き取り調査

さらに、調査対象者は高い英語能力をもっていることが図3からうかがえる。英語でまったく会話ができない者は6人（12％）にとどまり、その他の者は少なくとも日常会話程度の英語能力をもっていた。さらに、英語で職務が遂行できるレベルにある者の割合は50％（英語を母語とする者を含む）であり、総じて英語能力をもっているも、仏語研修を受講している傾向がうかがえる。また、仏語研修を受講する主な理由について、対象者の8割以上が、仕事上あるいは生活上の必要性から仏語を学んでいると答えた。特に、個人移民のうち、92％の者が、仕事上の必要性から仏語研修を受講していることが明らかになった。

(2) 義務教育における仏語教育

続いて、義務教育の現場である初等・中等学校における仏語教育を検討する。初等・中等学校においては、移民の児童に対し、1969年に仏語プログラムが設定された。特に、義務教育における仏語使用を原則とする101号法「仏語憲章」の施行¹⁸⁾以来、仏語系学校におけるアロフォン（英・仏語を理解しない者）の児童の登録率は上昇し、その割合は1977～1978年では30％であったが、1984～1985年には57％、1986～1987年には64.4％、1990年には75.5％に達した（Paillé, 1986; Conseil de la langue française, 1992）。

初等・中等学校では、特別学級が設けられる場合と、一般学級に付帯される補習授業として仏語教育を行う場合があり、特に移民の多い都市部では特別学級が設置されている例が多くみられる。義務教育である初等・中等学校（基本的には6歳もしくは7歳から16歳まで）においては、通常仏語による教育が義務づけられているため、アロフォンについてはハンデとならないよう、プログ

ラムを充実させているのである。こうした授業を受けた児童は、4年後には現地生まれの児童・生徒と同等の学力を示しているし (Maisonneuve, 1987), また, 中等学校において同授業を受けた生徒の70%は, それがケベック社会に溶け込むために役立ったと回答している (Beauchesne and Hensler, 1987)。このように, 将来の進学のため, また社会人として巣立った後のキャリア形成のために仏語学級が有効に機能していることがわかる。

その一方で, 仏語特別学級を修了した後, 一般学級での普通科目授業に参加することは, 仏語力にハンデのある児童・生徒にとって過度な負担となる恐れもある。特別学級において, 児童・生徒の仏語能力を高めながら, 一般学級に移行した後も, 必要に応じて補習を行うなど, 無理なく学習できる環境づくりが求められるであろう。また, 場合によっては, 児童・生徒の母語によるサポートも必要になると思われるが, 現在のところ, こうした制度は整っていない。

初等・中等学校はまた, 児童・生徒の学習の場であるのみならず, 移民家族の「社会適応」を促進させる場でもある。たとえば, 「新規移民」の子弟にとって, 学校は学習の場, コミュニケーション能力を発達させる場であるとともに, 友人の

ネットワークをつくる場でもある。また, 父母にとっても, 学校における保護者会などは地区における社会参加の重要な機会となっており, 就学期の子を持つ移民の4人に3人はこれに参加している (Ministère des communautés culturelles et de l'Immigration du Québec (以下, MCCI と表記), 1990a)。つまり, 学校がいわば社会参加の窓口として機能しているのである。

しかし, そうした社会参加に際し, 地区環境や個人の言語能力が阻害要因になりうるという指摘もある。実際, Blanc et al. (1989) は, 多様な民族構成を示す地区においては, 「新規移民」の保護者会参加が比較的さかんに行われているのに対し, フランコフォンが多数を占める地区においては, 温度差がみられると結論づけている。こうした問題については本稿では扱わないが, 今後の検討課題としたい。

(3) コミュニティセンター・研修機関における仏語研修

コミュニティセンターや研修機関において開講されている仏語研修プログラムは, 移民向け仏語研修の中核を担い, 特に「統合センター」で開講される仏語講座の受講者数は, 各種仏語教育機関の中で最多である。この「統合センター」では, 1999~2000年には全日制で7,000人, 定時制で

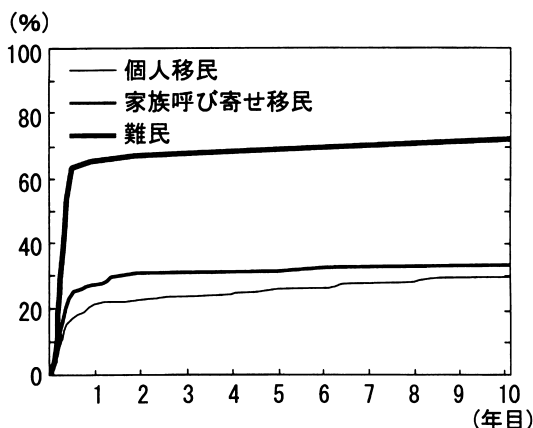


図4-a 全日制研修プログラム

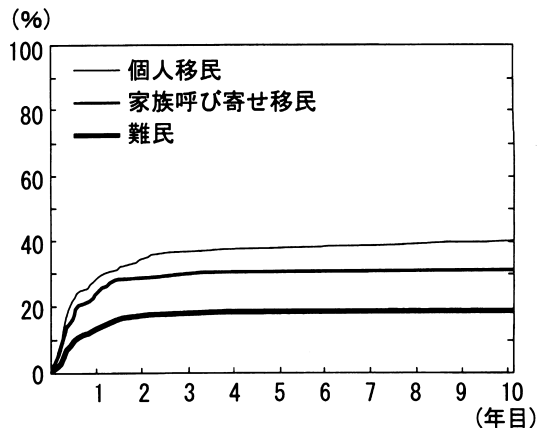


図4-b 定時制研修プログラム

図4 移民カテゴリー別に見る研修プログラム受講開始時期

図中のパーセント (%) は受講率を表す。なお, 研修の内訳は, 仏語研修プログラムが大半であるが, 定時制には, それ以外の「新規移民」向けプログラム受講者も含まれている (Renaud, 2001)。

出典: ENI をもとに筆者作成

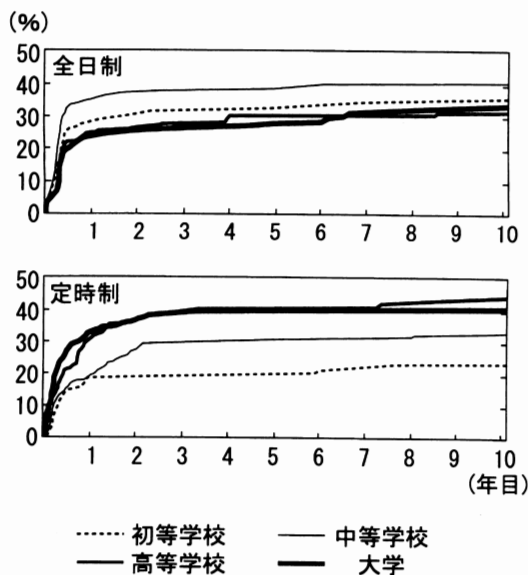


図5-a 学歴別

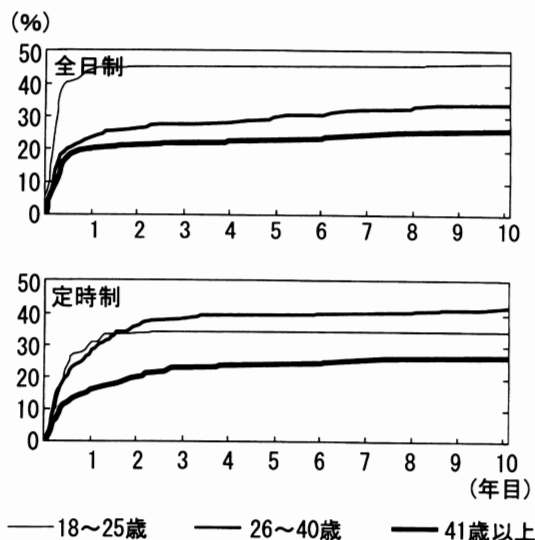


図5-b 年齢別

図5 学歴別ならびに年齢別プログラム受講開始時期

図中のパーセント(%)は受講率を表す。

出典：ENIをもとに筆者作成

8,200人あまりが学んでいる(MRCI, 2001)。本項では、「統合センター」における受講状況を見るため、前述の追跡調査ENIをもとに検討する。

「統合センター」における研修プログラムの利用経験がある者の多くは、移住後一年以内に受講している。プログラム利用者の受講開始時期を移民カテゴリー別に比較すると、難民は平均16週、家族呼び寄せ移民が50週、個人移民が55週である。また、図4-a、4-bが示すように、全日制では難民がもっとも受講率が高く、しかも早期にプログラムに参加している。それに反して、個人移民および家族呼び寄せ移民の受講率は相対的に低い。定時制では、個人移民の受講率が相対的に高く、難民は低くなっている。このように、難民は定時制プログラムよりも全日制プログラムを、個人移民は逆に定時制プログラムを選択する傾向がみられる。なお、定時制プログラムは、仏語研修プログラム以外の受講率が高く、その割合は仏語が27%に対して英語プログラムが20%、技能プログラムが46%となっている。

「統合センター」における研修プログラム受講

者を学歴別に見ると、図5-aが示すように、全日制では、低学歴者の受講率が比較的高いが、定時制では、高学歴者ほど早期に研修を開始し、しかも受講率が高いことがうかがえる。定時制プログラムを移住一年以内に受講した者の割合は、学歴別では、大学卒が30%、初等学校卒が18%である。また年齢別では、図5-bのように、全日制では18~25歳の受講率が高く、41歳以上は低い。定時制でも、41歳以上の受講率は相対的に低いことがわかる。

3. 仏語使用状況

前節では、大学附属語学学校、初等・中等学校および研修機関である「統合センター」における仏語研修プログラムの受講状況を検討したが、こうしたプログラムの有用性についての考察が課題として残されている。そこで、本節では、「新規移民」の仏語使用状況を、引き続き追跡調査ENIならびに筆者聞き取り調査をもとに検討し、仏語使用状況と仏語研修プログラムとの相関性を考察する。

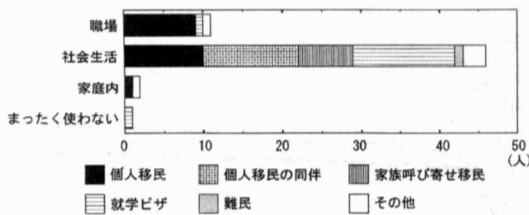


図6-a 移民カテゴリー別

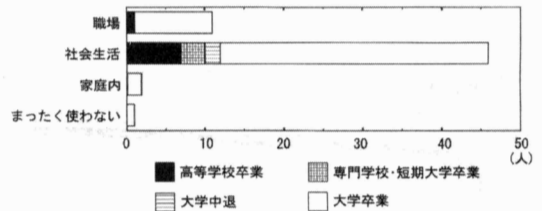


図6-b 学歴別

図6 仏語使用状況

就学ビザ所持者には、個人移民申請中の6人を含む。

出典：筆者聞き取り調査

表3 調査対象者の就業状況ならびに職場における言語使用状況

類型	出身国	性別	年齢	ビザ種別	移住時期	職業	移住前の職業	求人情報の入手方法	職場における 仏語使用状況	職場における 英語使用状況
a1	メキシコ	M	3	W	③	事務職	メキシコ中央銀行	公的機関	業務の90%以上	ほとんど使用なし
a2	オーストラリア	M	2	W	③	販売員	運輸	紙面	業務の半分程度	業務の半分程度
b1	米国	M	2	W	③	事務職	プログラマー	知人の紹介	まったく使用なし	業務の90%以上
b2	アルゼンチン	M	2	S(W)	④	事務職*	事務職	知人の紹介	業務の90%以上	ほとんど使用なし
b3	スウェーデン	M	3	O	①	研究員(心理系)	研究員(心理系)	以前勤務していた大学の紹介	ほとんど使用なし	業務の90%以上
b4	ポーランド	F	2	F	③	老人介護	スポーツ選手	親族の紹介	ほとんど使用なし	ほとんど使用なし
b5	ウクライナ	M	3	W	④	事務職	事務職	公的機関	業務の90%以上	ほとんど使用なし
c1	中国	F	3	F	④	鍼灸師	鍼灸師	知人の紹介	ほとんど使用なし	業務の半分程度
c2	ロシア	M	3	W	④	銀行員	金融	公的機関	業務の90%以上	ほとんど使用なし
c3	ルーマニア	M	3	W	④	事務職	事務職	知人の紹介	業務の90%以上	ほとんど使用なし
c4	米国	M	2	O	③	販売員	販売員	紙面	ほとんど使用なし	業務の90%以上
c5	日本	F	2	O	②	旅行代理店	貿易	紙面	業務の半分程度	業務の半分程度
c6	イスラエル	M	2	W	④	事務職	事務職	知人の紹介	ほとんど使用なし	業務の90%以上
c7	モロッコ	M	3	W	④	SE(コンピュータ)	SE(コンピュータ)	知人の紹介	業務の90%以上	ほとんど使用なし
c8	モロッコ	M	3	W	④	事務職	事務職	紙面	業務の90%以上	ほとんど使用なし
c9	スリランカ	F	3	W	③	連邦政府(労働局)	事務職	公的機関	業務の70～80%	業務の20～30%
c10	シリア	M	3	W	③	小売店経営	小売店経営	その他(自営業)	業務の70～80%	業務の20～30%

凡例

性別 F：女性 M：男性

年齢 1：20歳未満 2：20～34歳 3：35歳以上

ビザ種別 W：個人移民 F：家族呼び寄せ移民 S：就学ビザ O：その他（ビザ種別の括弧内は申請中であることを表す）

移住後経過年月 ①：3ヶ月未満 ②：3～6ヶ月未満 ③：6ヶ月～1年未満 ④：1年以上

*印は、就学ビザでの滞在であったが、パートタイム職に就いていた。

出典：筆者聞き取り調査

筆者がモントリオール大学附属仏語学校で行った聞き取り調査では、図6が示すように、社会生活のなかで¹⁹⁾仏語を使用すると答えた者はおおよそ94%（複数回答）に及ぶ。この一方で、仏語をまったく使わず、英語のみを社会生活で使用していた者は1人（2%）であった。また、家庭内における言語状況（家族と同居している者のみを対象とする）について、おおよそ45%が母語を使用してい

ると答えた。その反面、家庭内でも仏語を使用すると答えた者は2人（4%）にとどまっている。これは、筆者の聞き取り調査の全対象者のうち20%以上（家族と同居している者のおおよそ45%）が、個人移民の同伴者としてビザを取得した者であり、配偶者とともに移住した移民であることが要因となっていると推測される。

では、職場における言語使用状況はどうだろう

か。筆者聞き取り調査の対象者のうち、就業中の者について、就業状況ならびに職場における言語使用状況を示したものが表3である。仕事上の言語使用の頻度を見ると、業務の90%以上を仏語で行っていると答えた者はおよそ4割であり、これに70%以上の業務を仏語で行う者を加えると半数を超える。その一方、業務の90%以上を英語で行う者はおよそ25%にとどまる。これは、ケベック州において、職務上仏語能力が求められることを裏づける。

この背景には、求人条件として、仏語能力に重点を置く企業が多数を占めていることが指摘できる。101号法「仏語憲章」によれば、「社員50人以上の会社はすべて仏語による業務を行わなければならない」としており、仏語を実務レベルで使える人材が求められているのである。特にバイリンガル化の進んだモントリオール圏における企業でも、その半数以上がおおかたの業務(90%以上)を仏語で行っていると回答しており、これを裏づけている (Conseil de la langue française, 1992)。

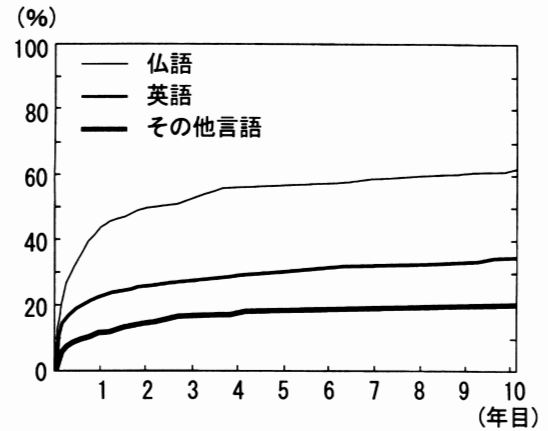


図7 業務上主に使用する言語別に見る「新規移民」の就業開始時期
図中のパーセント (%) は就業率を表す。
出典：ENI をもとに筆者作成

「新規移民」の職場における仏語使用状況をさらに検討するため、追跡調査 ENI を参照すると、図7のように、「新規移民」の半数以上が、就業先として、主に仏語を使用する職場に就いていることがわかる。しかも、仏語を主に使用する職場を

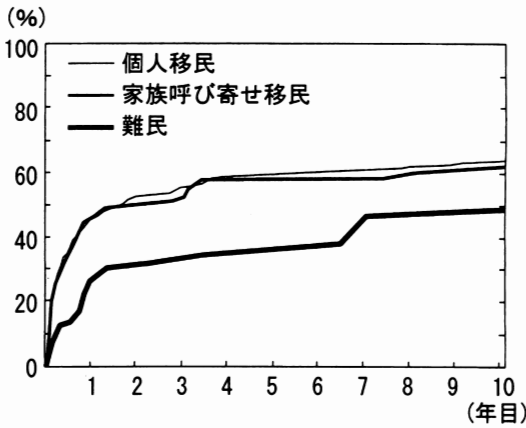


図8 仏語を主たる業務言語とする職場への移民カテゴリー別に見る就業開始時期
図中のパーセント (%) は就業率を表す。
出典：ENI をもとに筆者作成

選択した移民は、就業時期も比較的早い。
また、主に仏語で業務を行う職場に就業した移民のうち、カテゴリー別では、難民の就業時期が比較的遅れていることが指摘できる (図8)。ここで、前節で検討した、仏語研修制度の利用状況をあわせて見ると、難民は早期に仏語研修を開始し、移住後一年弱で受講経験者の半数以上が研修を修了しているとみられ (図4-a 参照)²⁰⁾、その一方で、就業開始は移住後半年以降1年半の間に集中する傾向があるため (図8)、これによって仏語研修の修了と、就業の開始時期とに関連性が認められる。すなわち、難民の仏語研修開始は早く、しかも全日制プログラムの受講率が高い傾向にあることを考慮すれば、移住当初は仏語研修を受講し、仏語能力を高めた上で就業するという難民の就業パターンが推測されるのである。これは、難民カテゴリーが、入国時に仏語能力を持たない割合の高いことと符合する。

もちろん、最初の就業先が仏語を主たる業務言語とする職場であっても、英語の職場へと転職するケースも想定される。あるいは、その反対のケースもあるだろう。しかしながら、追跡調査 ENI では、職場における使用言語の移行は少ないことが示されている。

こうした検討から、仏語が「新規移民」の生活の中で、特に職場において使用する言語として、

広く定着していることが明らかになった。筆者の聞き取り調査でも、仏語研修を受ける理由として、「ケベック州での生活に仏語能力が必要だから」と答えた者が80%を超えた。加えて、現に職に就いている者および就業を予定している者のすべてが、「求職活動では高いレベルの仏語能力が問われる」と答え、仏語能力が十分でないとは就業は困難であることがわかる。よって、移住時に仏語能力が不十分であった移民、特にその傾向が強い難民は、ケベック州による仏語研修を受講し、能力向上を図った上で就業していることが判明した。このように、ケベック州が推進する「新規移民」に対する仏語研修制度は、ケベック社会における彼らの生活支援ならびに就業支援という観点において、一定の成果を取っていると評価することが可能であろう。

IV. 「新規移民」の生活・経済状況

前章の検討から、ケベック州で生活するために仏語の習得は必要条件であることが確認されたが、それが生活を保障する十分条件であるかどうかについては疑問が残る。また、「新規移民」の中でも、移民カテゴリーによって、あるいは学歴や年齢によって、生活状況に格差が生じているのか。さらに、移民の民族集団すなわちエスニック・グループ間においても違いがみられるのではないか。こうした疑問に答えるため、本章では、「新規移民」の生活・経済状況を、居住形態ならびに所得を指標とし、移民カテゴリーや学歴、年齢、

あるいはエスニック・グループ間で比較・検討を行い、それらの属性による差異を考察する。かりにこうした属性による差異がみられるならば、その背景には差別的待遇や社会的不平等を指摘できよう。そこで、筆者による聞き取り調査ならびに前出の追跡調査 ENI をもとに、第1節では「新規移民」の居住形態、第2節では「新規移民」の所得、第3節ではエスニック・グループ間の所得格差を検討し、こうした問題を検証する。

1. 「新規移民」の居住形態

筆者の行った聞き取り調査から「新規移民」の居住形態を検討すると、図9-aのように、賃貸物件に居住している者が80%を占め、持ち家に居住する者は2人（4%）にとどまった。さらに、家族形態を見ると、図9-bのように、夫婦（婚約者を含む）と同居している者が17人（34%）、次いで単身者が16人（32%）、その他父母や兄弟姉妹と同居する形態がみられた。また、同居人 colocataire を募って賃貸アパートを複数名で共有する「パルタジェ partagé」形式で居住する者も7人（14%）いた。パルタジェは、おなじ出身国の者だけでなく、フランコフォンを同居人としているケースもみられ、その理由として「仏語の訓練になるから」との答えが返ってきた。

調査対象者の居住地分布は、モン・ロワイヤル Mont Royal を取り囲む地下鉄 STCUM 路線に沿って、半径 5 km 圏内に広がっており、一地区への集住傾向はみられなかった。その分布は、地下

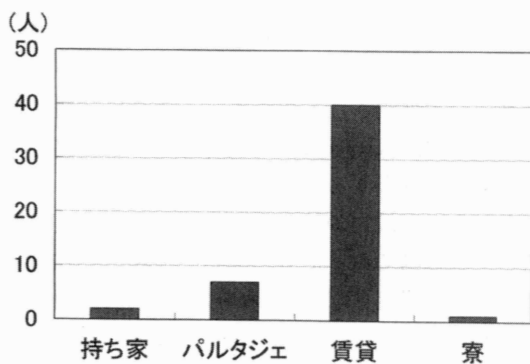


図9-a 住居の占有形態

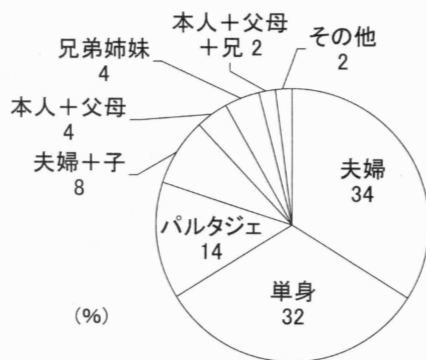


図9-b 家族形態

図9 調査対象者の居住形態

出典：筆者聞き取り調査

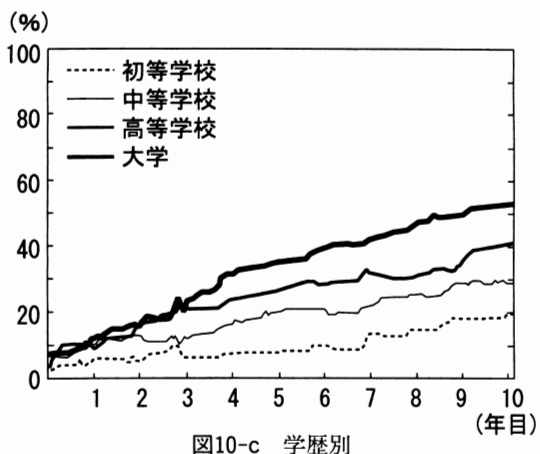
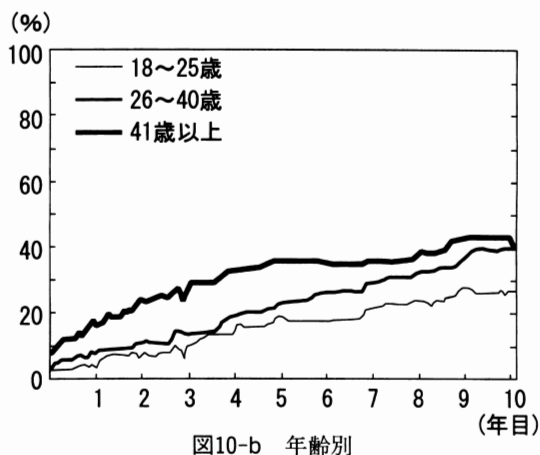
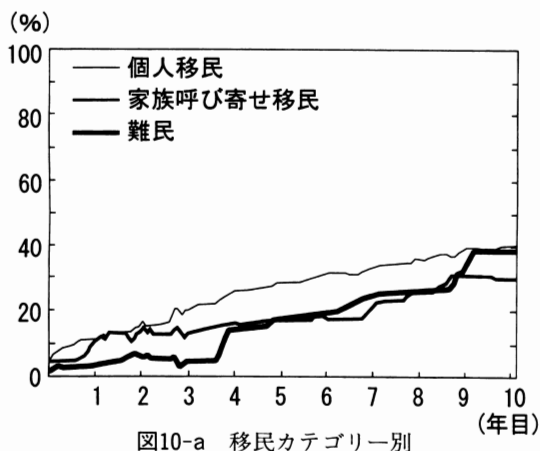
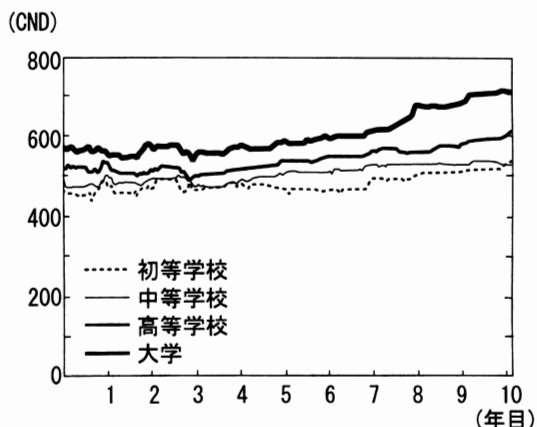


図10 「新規移民」の持ち家率の推移
出典：ENIをもとに筆者作成

鉄路線とほぼ一致しているため、居住地の決定には交通の利便性が重視されたものと考えられる。実際、居住地選択の主な理由を調査対象者にたずねたところ(複数回答)、交通の利便を重視したと答えた者は25人(50%)と最も多く、そのうち家賃も同時に重視したと答えた者は18人であり、この二点が居住地の決定要素として強くはたらいっていることがわかった。その一方、親類や知人・友人と同じ地区を選んだ者は5%にとどまり、こうした要素は居住地決定の主な要因とならないことがうかがえる。

筆者の聞き取り調査を補完するため、さらに追跡調査 ENI をもとに検討すると、「新規移民」は、最初に入居した物件に長期間居住することは少なく、移住後35週目までに50%、10年間では95%以上が転居を経験している。また、最初の住居では、「新規移民」の半数近くが、親類や家族などと同居することによって無料で滞在しているが、こうした形態は2年後に10%まで減少する。賃貸物件居住者の割合は、移住3年半後にピークに達し(78%)、その後は次第に減少傾向にある。

その反面、移住後の経過年数に比例して、移民の持ち家率は次第に上昇し、10年後には36%に達している。特に個人移民は、図10-a のように移住当初から一定して持ち家率が伸びている。ただし、ここで注目したいのは、移住して数年間は、個人移民と難民との間にあった持ち家率の差が、10年後にはほとんどなくなっているという点である。



出典：ENIをもとに筆者作成

図10-b ならびに図10-c を見ると、むしろ年齢や学歴が居住形態を決定づける因子となっていると思われる。年齢では41歳以上の持ち家率が早い時期から高くなり、学歴では初等・中等・高等学校そして大学卒と学歴が高くなるにつれて、持ち家率の上昇が大きくなっている。

住居費についても、個人移民および高学歴者は比較的大きな出費をする傾向がある。特に、学歴による住居費の差は顕著にみられ、移住10年後では、大学卒が月平均700カナダドル（CND）以上を支出しているのに対し、中等学校卒業以下では月530CND程度である（図11）。このように、「新規移民」の中でも、その属性、特に学歴によって住環境に格差のあることが指摘できる。この背景として、次に「新規移民」の所得格差について検討する。

2. 「新規移民」の所得

追跡調査 ENI によると、「新規移民」の所得は、移住後の経過年数によって次第に増加する傾向を示している。移住1年後は平均して300CNDであった週当たりの所得が、3年後には400CND、10年後には500CNDに達した（図12-a）。移民カテゴリー別の所得を見ると、移住当初低所得が際立っていた難民カテゴリーの収入は、3年半後には個人移民カテゴリーの平均所得に肩を並べるほどの上昇を示している（図12-b）。その後、難民の所得が若干減少するものの、その格差は10年後には100CND以内に収まっている。

所得格差は、移民カテゴリーよりも、学歴がその主な因子となっていると考えられる。事実、大学卒の移民と中等学校卒以下の移民を比較すると、移住当初は50～100CNDであった週当たり平均所得差が、3年後には200CNDに達し、その後、この格差が縮小することなく推移している（図12-c）。

近年の産業構造の変化を背景に、ハイテク産業を中心とする技術者、あるいは企業家として成功を収め、ケベック州の平均所得を上回る高収入を得ている移民も増加しつつある一方、低賃金労働を続けざるを得ない移民も多い。こうした二極化は、先に見たように学歴が主要因となっていると思われる。高等教育を受けていない者は、低賃金の単純労働に就労せざるを得ず、また所得増加

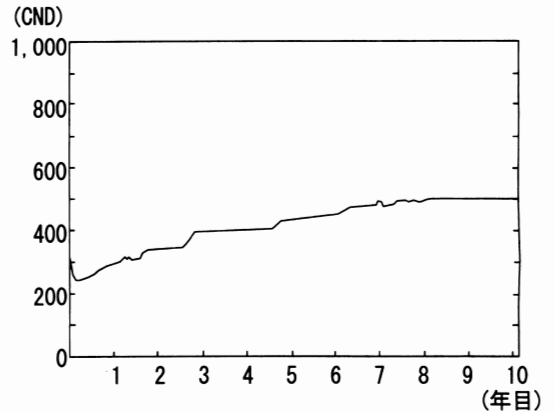


図12-a 全体の平均所得

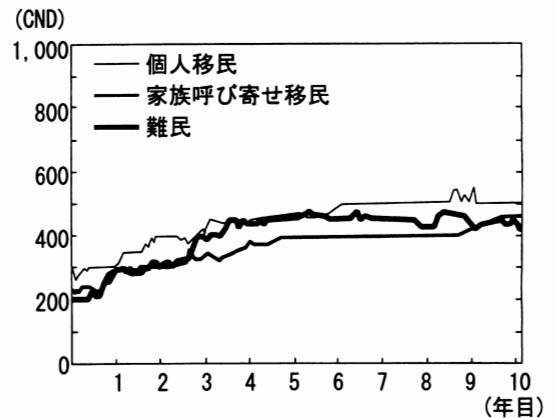


図12-b 移民カテゴリー別

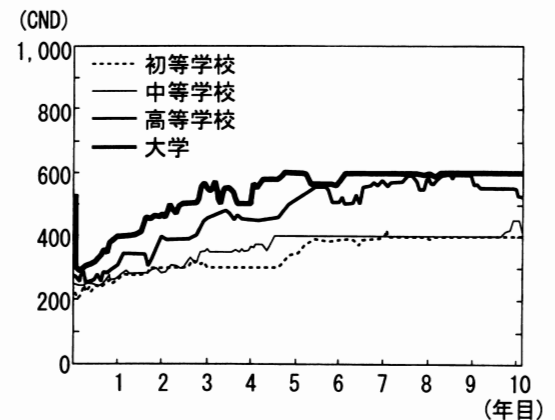


図12-c 学歴別

図12 「新規移民」の週当たり平均所得の推移
出典：ENI をもとに筆者作成

をとまなう転職も難しくなっている。

こうした現状に対処すべく、教育機関における技術研修を支援するため、ケベック州は各種プログラムを用意している。しかしながら、高い学歴を持たない者（特に初等学校卒業）の研修プログラム利用率は高くない（図5-a 下段・定時制参照）。こうした者は、能力アップのために費やす時間も生活の余裕もなく、低賃金労働を続けざるを得ないのである。また、心身に支障をきたして労働できず、生活保護の受給によって生計を立てる移民がいることも無視できない。

この現実、ケベック社会にとって「都合の良い人材」は成功を収め、適応することのできなかった移民は、「不適応者」として社会から疎外されることを暗示しているのではないだろうか。このようなケースとして、筆者はモントリオール大学のある教授から、以前 COFI で教鞭をとっていたときの教え子だという A 氏（男性）の紹介を受け、インタビューを行う機会があった。年齢が30代後半の A 氏は、およそ5年前にパキスタンから難民としてケベック州に移住し、仏語研修を受講したものの、その後就職先を確保することができず、移住以来社会保険を受給して生計を立てているのだと言う。A 氏が就職に失敗した要因は、仏語能力だけでなく、職業経験の浅さと学歴であると推測される。実際に、求職の際、母国の高等学校卒程度の学歴である彼は、企業と面談の約束を取り付けることも困難であったと言う。求職活動が長期化するにつれ、次第に労働意欲も喪失し、社会保険をたよりにする生活が定着してしまったのだと同氏は打ち明けた。

3. エスニック・グループ間の所得格差

前節では「新規移民」の所得格差について、学歴がその主な要因となっていることを指摘したが、雇用における機会均等すなわち人種や民族による差別のない採用や、社会の民族構成の実態に比例した各ポストの適正配分も重要な課題である。実際、カナダ連邦レベルでは、1967年の移民法改正にともない、1970年代以降に急増したアジア系を中心とするヴィジブル・マイノリティに対して生じた社会的差別を撤廃するため、「1982年憲法」²¹⁾ならびに1988年「多文化主義法 Canadian

Multiculturalism Act」が成立し²²⁾、その主要な施策として、クォータ制²³⁾を推進している。しかしながら、学歴が経済的格差をひきおこす主な要因であるならば、エスニック・グループ内でも経済的格差が生じているはずであり、この場合、エスニック・グループを単位とする格差是正政策の意義を疑問視せざるを得ない。この点を検討するために、本節ではエスニック・グループごとに所得状況を確認し、そのパターンを類型化するとともに、エスニック・グループ間でそれを比較し、経済的格差を検討する。筆者は、2001年カナダセンサスをもとに、ケベック州に在住する移民を、その出身地域ごとに西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、中近東、南アジア、東アジア、中南米およびアフリカの7地域に区分し、その所得状況をエスニック・グループ別にまとめた²⁴⁾。これをさらに類型化するため、各所得クラスの割合および平均所得から4つのパターンに大別し、I・II・III・IV型とした。

この類型を地域別に一覧表にしたものが表4である。この分析から、つぎの点が明らかになった。第一に、同一の地域を「起源」とするエスニック・グループで、おなじ類型が比較的多く出現するパターンと、二つの類型に分かれるパターン、そしてさまざまな類型が出現するパターンの存在である。第一のパターンとして、たとえば西ヨーロッパでは、10グループ中スペイン系をのぞく9グループがI型（亜類すなわちI-b型を含む、以下同様）に区分されている。同様に、中近東では7グループ中ユダヤ系・トルコ系をのぞく5グループがII型に区分された。第二のパターン、すなわち二つの類型に分かれる傾向は、東ヨーロッパ（I型とII型）、および中南米（II型とIII型）でみられた。そしてさまざまな類型が現れる第三のパターンは、東アジアおよびアフリカでみられ、I・II・III・IV型のすべての類型が出現した。

第二点目としては、高所得であるI型およびII型に類型されるエスニック・グループの一部において、低所得層と高所得層の二極化現象がみられた。低所得層（年所得1万CND未満）が20%を超え、かつ高所得層（年所得5万CND以上）が15%を超えるグループは、英系をはじめドイツ系やオランダ系、オーストリア系など西ヨーロッパで6

表4 ケベック州における主要エスニック・グループに見る所得状況

類型	エスニック・グループ						
	西ヨーロッパ	東ヨーロッパ	中近東	南アジア	東アジア	中南米	アフリカ
I	英系 ドイツ系 オランダ系 オーストリア系 ベルギー系 スイス系	ウクライナ系 ポーランド系 ロシア系 ハンガリー系	ユダヤ系				エジプト系
I-b	仏系 イタリア系 ポルトガル系	ルーマニア系			日系		
II		アルメニア系	レバノン系 シリア系	インド系*	ヴェトナム系		
II-b	スペイン系	ギリシア系 旧ユーゴスラヴィア系	イラン系 イラク系 パレスティナ系		中華系 フィリピン系	ジャマイカ系 トリニダード・トバゴ系 チリ系	モロッコ系 ガーナ系 アルジェリア系
III			トルコ系	タミル系 パンジャブ系 パキスタン系	コリア系 カンボジア系 ラオス系	ハイチ系 エル・サルバドル系 メキシコ系 ペルー系 コロンビア系	エチオピア系
IV				スリランカ系 アフガン系	バングラデシュ系		ソマリア系

エスニック・グループの区分はカナダセンサスに基づく。

* インド系は、タミル系ならびにパンジャブ系を含まない。

凡例

類型	年平均所得 2 万 CND 未満の割合	年平均所得
I 型	50%未満	3 万 CND 以上
I-b 型	50%未満	2 万5,000CND 以上 3 万 CND 未満
II 型	50%以上75%未満	2 万5,000CND 以上 3 万 CND 未満
II-b 型	50%以上75%未満	2 万 CND 以上 2 万5,000CND 未満
III 型	50%以上75%未満	2 万 CND 未満
IV 型	75%以上	2 万 CND 未満

出典：カナダセンサス2001年版をもとに筆者作成

グループ、同様にウクライナ系、ポーランド系、ロシア系など東ヨーロッパにおいても 5 グループみられた。それ以外のグループでこうした傾向がみられるのは、ユダヤ系および日系、ならびにエジプト系のみである。

第三に、従来から、経済的格差が顕著であると指摘され、その是正が求められていたヴィジブル・マイノリティと呼ばれるアジアや中南米、アフリカなどを「起源」とするエスニック・グループの間にも、所得格差がみられた。たとえば、東

アジアを「起源」とするエスニック・グループでは、日系が I-b 型に該当し、西ヨーロッパを「起源」とするエスニック・グループと同様に比較的高所得の傾向を示すが、コリア系やカンボジア系、ラオス系は III 型であり、さらにバングラデシュ系は IV 型に該当した。日系とバングラデシュ系の年平均所得の格差は倍以上である。同様に、アフリカを起源とするエスニック・グループでは、エジプト系が I 型、モロッコ系やガーナ系、アルジェリア系が II-b 型に該当する一方、エチオピア系は

III型、ソマリア系はIV型であり、エジプト系とソマリア系の年平均所得格差は2.5倍を超える。

以上の検討から、エスニック・グループの出身地域によって所得格差が生じているだけでなく、従来厳しい経済状態に置かれていると考えられてきたヴィジブル・マイノリティの間にも、所得格差が顕著になっていることが明らかになった。特に、ヴィジブル・マイノリティの中でも、I・II型に該当する経済的に優位なエスニック・グループがある一方、III・IV型に該当する経済的下位のエスニック・グループも存在し、両者の格差は極めて大きいと言える。

こうした事実をふまえると、これまでカナダ連邦がすすめる多文化主義政策の中でも優先課題のひとつであった、ヴィジブル・マイノリティに対する一律かつ画一的な政策を疑問視せざるを得ない。かりに、カナダ連邦がクオータ制を推し進めようとするならば、ヴィジブル・マイノリティを一括りとするのではなく、むしろ、エスニック・グループごとの経済格差の実態に対応する形で実行する必要があると思われる。加えて、同一のエスニック・グループであっても、低所得層と高所得層の二極化現象があらわれているため、これをどう扱うかも課題となるだろう。

V. ケベック型「ユニラング・マルチカルチャリズム」

移民「統合」政策において、ケベック州は仏語中心社会をめざし、仏語研修を中心とした移民「統合」をすすめる反面、カナダ連邦レベルでは、「多文化主義法」のもとに「多文化共生社会」をめざしている。根本的に異なる両者の政策が、ケベック州においてどのように機能しているのか、これまでの議論をふまえ、考察する。

1. ケベック州の「統合」政策の基本方針

カナダ連邦による多文化主義政策は、法規範として「1982年憲法」ならびに「多文化主義法」によって、またその実行機関として「文化遺産省 Department of Canadian Heritage」²⁵⁾などによってすすめられている。しかしながら、カナダ連邦を構成するケベック州は、さきに議論したように、仏語優遇政策ともいふべき移民選抜・「統

合」政策を実行している。カナダ連邦とケベック州との基本政策の乖離は、換言すれば「多文化主義」政策と「仏語を中心とする同化」政策という対立構図であると指摘することもできるであろう。しかし、ここで仏語を中心とするケベック州の政策が「同化」を指向するものであると直ちに結論づけることは安易である、と筆者は考える。ケベック州の「統合」政策を評価するためには、その基本方針を十分に検討する必要があるだろう。ここでは、ケベック州の政策要綱を参照しながら、その基本方針について考察を加える。

ケベック州がまとめた政策要綱(MCCI, 1990a, p 6)によれば、「移民政策において重要な点は、移民を調和的にフランコフォン社会に統合することである」としている。このように、ケベック州は、移民政策において「仏語社会」への「統合」の重要性を強調している。同時に、「『統合』とは、『同化』と区別され」、「(受け入れ社会に移民を)『統合する』とは、合一的集団の一員となることである」²⁶⁾(MCCI, 1990b, p 3, p 5)と表明しているように、ケベック州による「統合」が「同化」を指向するものでないことも強調している。同化とは、ある集団が異質な文化・言語をもつ集団と接し、その結果、異質な文化・言語を習得するとともに自己の文化・言語を捨て去り、異質な文化・言語集団の成員になっていく過程である²⁷⁾(関根, 1994)が、ケベック州の目指す「統合」は、移民に対し、文化・言語の放棄を求めているわけではない。むしろ、それらを守る権利を保障した上で、社会の構成員として「適応」し、社会参加を促すことを、同州は目標としている。その「統合」の鍵が、ホスト社会の言語すなわち仏語の習得である。

ケベック州の政策要綱の中でも、「『統合』の過程においては、ホスト社会の言語が、その牽引役となる」(MCCI, 1990b, p 6)と表明されている通り、同州では仏語教育を「統合」政策の最重要課題として取り組んでいる。もし、十分な言語能力をもたなければ、社会参加に必要なコミュニケーションが阻害され、マージナリゼーション(周縁化)を生むことになりかねない。第III章で見た通り、仏語研修受講者の多くは、それが生活や仕事上必要であると実感している。また、仏語研修の受講と就業開始時期には相関関係がみられた。す

なわち、入国時にすでに仏語能力を持つ割合が比較的高い個人移民は、就業開始が早く、また、その割合が低い傾向のある難民は、移住後早期に研修を受講し、その後就業していることが明らかとなった。

こうした検討から、仏語能力が、「新規移民」の社会参加、特に労働市場への参入において重要であり、また、仏語能力を向上させる必要のある移民に対しては仏語研修を行い、それが一定の成果を上げていることが裏づけられる。ケベック州における仏語を中心とした「統合」政策は、「同化」を指向した押し付けによるものでなく、「新規移民」の仏語習得の必要性による、「自発的」な参加によってはじめて機能する。この自発性は、ケベック社会が「仏語社会」であるという現実によって補強されるであろう。第II章で検討した、企業内や商業活動、教育現場などあらゆる場面における仏語使用を義務づける仏語政策は、結果として仏語が生活に必要なものとして「新規移民」の「自発的」な仏語研修への参加を引き出すことに成功しているものと考えられる。

このように、ケベック州による「統合」政策は、「同化」ではなく、「新規移民」の社会「適応」を促すものである。しかし、それは、強力な仏語政策によって「仏語社会」をつくり、そこに「新規移民」を「統合」しようとするのがこの「統合」政策の実態であると筆者は考える。つまり、仏語がケベック社会のシンボルとして機能しており、仏語の習得は、「新規移民」がケベック社会への帰属意識を高める契機にもなっているものと推測される。

2. ケベック型「ユニラング・マルチカルチュラルリズム」

本節では、ケベック州による仏語を中心とした「統合」政策と、カナダ連邦による多文化主義とがもたらすケベック州の社会像について、ケベック型「ユニラング・マルチカルチュラルリズム」という概念を提示したい。「ユニラング unilingue」とは単一言語を表すが、ケベック州では仏語がこれに当たる。この「ユニラング」による「統合」政策と、「マルチカルチュラルリズム」すなわち多文化主義との融合が、ケベック州における多文化主義

の形である。

まず、仏語がケベック社会のシンボルとして機能していると前節で指摘したが、この点について検討を加えるために、聞き取り調査の対象者による移住前のケベック州のイメージと、移住後のイメージを比較し、仏語研修の受講者の意識を考察する。移住前ならびに移住後ともに、調査対象者が一番に挙げたケベック州のイメージは「仏語」である。しかし、その割合を見ると、移住前は25人(50%)だったものが、移住後では36人(72%)に増加し、移住後はおよそ4人に3人はケベック州について「仏語」というイメージをもっていることがわかる。

「新規移民」がケベック州を「仏語社会」としてイメージするという結果をふまえるならば、「新規移民」が仏語を習得し、その使用を社会生活のなかで実践することは、実質的にも、また心理的にも、「仏語社会」たるケベック社会への「統合」を促進するものと考えられる。さらに、前述のケベック州政策要項において、「『統合』は、ホスト社会への帰属意識を発展させることを前提とする」(MCCI, 1990b, p10)と明記されているが、この意識の醸成に、仏語がシンボルとして機能していると指摘できる。すなわち、仏語の習得と実践は、ケベック社会への帰属意識を高めるという作用を果たしていると考えられる。

最後に、「ケベコワ Québécois」という概念を鍵として、「統合」を考察したい。「ケベコワ」は、従来、ケベック州の仏系住民あるいはケベック州で話される仏語を指す語であった。しかし、1968年に創設されたジャンドロ委員会 le commission Gendron がまとめた報告では、これを仏系州民と英系州民、先住民族、そして移民を包括する表象として明示的に用いている。この概念は、ケベック州の住民すべてを仏語社会としてのケベック社会に「統合」することを意図したものであるため、「同化」主義的発想であると非難することも可能だが、出自や文化、血統にかかわらず、仏語を社会の共通基盤とし、その構成者に「ケベコワ」という共通概念をあたえる点で画期的であると思われる。その際、「新規移民」を含めたすべての社会成員に完全な市民権を与えることが重要となる。これをないがしろにするならば、「新規移民」

はいわゆる「二級市民」となりかねない。特に1990年代後半から、カナダ連邦は、多文化主義の基本政策として、エスニック・グループの「言語・文化の保障」と同時に、個人の「人権保障」を重視する政策をすすめている。これを反映するかたちで、ケベック州も近年、個人の「人権保障」に重点を置く政策を実行している。こうした変化は、ケベック州において、以前移民政策を担当していた文化共同体・移民省 MCCI²⁸⁾が、1996年に改組され、市民・移民省 MRCI と改名したことに象徴される。

さらに、ケベック州市民・移民省がまとめた2001年の「戦略プラン Plan stratégique」(MRCI, 2001)では、「人権保障」をすすめる具体的施策として、差別の撲滅にむけた人権教育の徹底や社会参加の均等化、情報アクセスの簡便化を実現することを目標として挙げている。このように、エスニック・グループ単位でなく、「新規移民」個人にむけた政策を強化する背景には、「新規移民」の出身国が多様化し、またエスニック・グループのありかたも多様化および変化していくなかで、それを基礎単位とした政策が難しくなっているものと推測される。加えて、エスニック・グループの多様化によって、従来はエスニック・コミュニティ内で強かった人的ネットワークも多様化している。こうした事実と、さきに議論したエスニック・グループ間の経済格差が一様でないことを考慮すれば、エスニック・グループを政策の基礎単位として措定することの有用性は、次第に小さくなりつつあると言えるだろう。

このように、ケベック州における多文化主義は、仏語を中心とする「統合」政策と、特に個人の「人権保障」を中心とする多文化主義政策を融合した、「ユニラング・マルチカルチュラルイズム」であると言ってよい。このケベック型多文化主義は、仏語中心の「統合」政策によって社会の共通基盤を確立すると同時に、「言語・文化の尊重」と「人権保障」を中心とする多文化主義を実現するためのポリシー・ミックスである。だが、仏語中心の「統合」政策を強化したいケベック州が、「言語・文化の尊重」と「人権保障」をさしおいて「統合」をすすめるならば、多文化主義政策はアンバランスとなり、「同化」主義に傾くことになるだろう。こ

れに対し、1988年の「多文化主義法」に基づいて、カナダ連邦が国内各州へ多文化主義を徹底するようバイアスをかけることで、ケベック州もこれに従わざるを得ず、このバイアスが仏語を中心とする「統合」政策の行き過ぎを牽制する効果を与えているものと思われる。こうしたバランスが保たれる限り、「統合」政策によって「新規移民」が周縁化、あるいはホスト社会から分離または排除されることをある程度ふせぐことができ、同時に「新規移民」の言語・文化と人権を保障する多文化主義により、「同化」主義への傾倒を回避することも可能になるものと考ええる。

VI. 結論

本稿では、ケベック州における仏語を軸とした移民「統合」政策ならびに「新規移民」の生活実態を中心に議論してきた。第III章では、仏語研修プログラムの受講状況を検討し、仕事上あるいは生活上の必要性から「新規移民」が研修に参加している実態を確認した。また、仏語研修の修了と、就業開始時期との関連性も認められた。第IV章では、エスニック・グループによって所得格差が生じているだけでなく、従来厳しい経済状態に置かれていると考えられてきたヴィジブル・マイノリティの間にも、所得格差が顕著になっていることが明らかになった。格差の主要因として、学歴が強く影響していることを指摘した。そして第V章では、仏語を中心とする「統合」と、「言語・文化の尊重」や「人権保障」を中心とする多文化主義を実現する、ケベック型多文化主義を考察した。

ケベック型多文化主義はポリシー・ミックスの産物であり、性質を異とする両者の微妙なバランスをとりながら政策がすすめられている。すなわち、仏語を中心とする「統合」政策がひとつの社会へと収斂する過程をたどるのに対し、多文化主義の徹底は社会の分裂をまねく恐れもあるため、厳密な意味でこれらを両立させることは難しいが、両者を一定程度融合させることは可能である。本稿で議論したケベック型「ユニラング・マルチカルチュラルイズム」が、まさにそれであると筆者は考える。

単一言語による「統合」を進めながら、エスニック・グループの権利要求にこたえることを可能

とする点において、このケベック型多文化主義は有効に機能しているようである。しかし、第IV章で議論したように、エスニック・グループ内や学歴による経済格差は拡大しており、こうした問題の是正を、諸権利の保障と平等性の確保という名目で多文化主義政策の範囲内で行うべきか否か議論が分かれるであろう。こうした問題は、社会的な公平性の確保がかえって不平等をまねくという多文化主義のわなの一端を示していると思われる。

したがって、ケベック型多文化主義は、今後さまざまな修正を加えながら、多元的に進められるであろう。この点で、ケベック州が政策要綱の中で、「『統合』とは、長期にわたる多元的な適応過程である」(MCCI, 1990b, p 3)と位置づけており、移民二世、三世を視野に入れた中・長期的政策を目指していることは評価できる。

個人のレベルで「統合」を見るならば、「新規移民」がホスト社会に「適応」していく過程は、個人の資質や能力、言語・文化的背景、あるいは現地における家族や知人の有無などによって多様である。よって、ケベック型「ユニラング・マルチカルチュラリズム」を推進する過程で、その現場で生じた問題に応じて、逐次政策の修正を行い、計画と現実とのギャップを最大限に解消しながら、効果的な政策の実現を図ることが重要となる。同時に、ケベック型多文化主義の理念が、「新規移民」のみならず州民の同意を得ながらケベック社会全体に浸透し、ケベック州共通の理念として定着するか否か、それこそがこの政策の成否を判断する基準となるであろう。

謝 辞

本稿は、北海道大学文学部に提出した2003年度卒業論文『カナダ・ケベック州における移民の実態』を加筆・修正したものである。本稿の作成にあたり、モントリオール大学 Hélène Galouchko 先生には聞き取り調査のご協力を頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

注

- 1) この表現は、カナダ研究において、非白人、特に1970年代以降にカナダで急増したアジア系移民を指す語句として一般的に用いられている。また、カナダ連邦の報告書の中でもこの語句は使用されており、それによ

ると、「法律によってヴィジブル・マイノリティとして定義される集団は、黒人とアンティル諸島、中国、南アジア、ラテン・アメリカ、太平洋諸島を出自とする者」と規定されている(山口, 2000)。

- 2) たとえば Castles et al. (1992) を参照のこと。
- 3) 追跡調査 ENI は、1989年6月中旬および同年11月にカナダ入国、ケベック州に移住した「新規移民」9,645人のうち、アンケートへの協力に同意した1,880人の中から1,000人を抽出し、1990年(第1回)、1991年(第2回)、1992年(第3回)および1999年(第4回)に行われた対面形式による調査である。ただし、調査参加者は第1回が1,000人、第2回が729人、第3回が508人、第4回が429人である。
- 4) カナダでは、先住民(インディアン、イヌイット等)を一般的にファースト・ネイション first nations と呼んでいる。
- 5) 19世紀後半以降の開拓期に流入した移民。
- 6) 1791年、ヌーヴェル・フランスはアッパー・カナダ(現オンタリオ州)とローワー・カナダ(現ケベック州)に二分されるが、二つの地域は1840年の連合法によって再び統一された。
- 7) 産業構造の変化によって、第2次・第3次産業従事者が増加するとともに、農村から都市への人口移動が顕著になった。
- 8) この高出生率は「揺り籠からの復讐」La revanche des berceaux と呼ばれた。つまり、北米における仏語圏としての伝統的ケベック社会が、圧倒的多数派である英系文化のなかで存続しえたのは、高い出生率によって人口を維持することで文化・伝統を守り、英系文化に対する「無抵抗的抵抗」すなわち「揺り籠からの復讐」を続けたからだと言われている。
- 9) この点に関する研究は、中野(1997)を参照のこと。
- 10) 現在発効している協定は、1978年協定をもとに、ケベック州の権限拡大を実現した「移民ならびに一時滞在者受け入れに関するカナダ・ケベック協定 Accord Canada-Québec relatif à l'immigration et à l'admission temporaire des aubains (Entente McDougall-Gagnon-Tremblay)」(1991年締結)である。
- 11) ケベック州市民・移民相は、毎年11月1日までに、翌年度の移民計画を州議会に提出し、審議にかけることになっている。
- 12) 国際養子縁組もこのカテゴリーに含まれるが、実数は少ない。1995～1999年に行われた縁組は163件、「新規移民」全体の0.1%である(MRCI, 2000)。
- 13) 難民申請事由としては、人種や宗教、国籍、あるいは政治思想によって迫害を受ける恐れのほか、近親者による暴力、性差による迫害なども含まれている。

- 14) 2001年のGDPは2,285億CND(カナダドル), また1人当たりGDPは3万835CNDである。
- 15) 101号法「仏語憲章」の内容を具体的にみると, 主に企業内・商業活動・教育現場および公共機関, 司法・立法府における仏語使用の規則を定めている。企業内での規則としては, 社員数50人以上の企業に対して仏語による業務の実施を求め, これを満たす場合に交付される「仏語化証明書」を取得することを義務化している。商業活動を規定する事項としては, 商業用看板ならびに商業広告を仏語で表記することを定めている。教育現場における仏語使用については, 原則として義務教育は仏語で行うとしている。また, 議会や司法における言語も仏語のみとし, 英語の使用は認めていない。
- 16) 仏語評議会 Conseil de la langue française がまとめた調査によると, 101号法に対する仏系州民の意識として, 「条文修正の必要なし」が30%であるのに対し, 「規制の緩和が望ましい」が同じく30%, その他「わからない」と答えた者が30%であった (Monnier, 1986)。
- 17) 義務教育ではないが, ケベック州では就学前教育も盛んであり, およそ95%の児童が幼稚園に通園している。この就学前教育においても, 仏語教育制度が用意されている。
- 18) 両親のどちらか一方が英語で義務教育を受けた場合, あるいは当該児童の兄弟姉妹がすでに英語系学校に通学している場合などに, 例外として, 子に英語による義務教育を受けさせることができる (101号法「仏語憲章」)。
- 19) 家庭内をのぞく。
- 20) 図4-aより, 全日研修プログラムの受講経験がある難民のおよそ65%が, 移住後半年以内に受講を開始していることがわかり, それに平均的な研修期間である1~2学期(8~16週間)を加えると, 移住後1年弱で研修を修了しているものとみられる。
- 21) この憲法によって, 「多文化的伝統の維持・向上」をカナダの理念とすることが確認された。
- 22) 点数制の移民選抜を通過しているヴィジブル・マイノリティは, 教育水準が高く, また資本をもてる者でもあるため, カナダ社会の中・底辺層の間に, 「新規移民」, 特にヴィジブル・マイノリティに対する嫌悪感を植えつけることになった。こうした嫌悪は1980年代初頭, 一部極右派による, ヴィジブル・マイノリティを標的とする排斥運動に形を変えて噴出した。同時に, 職場や地域におけるヴィジブル・マイノリティに対する差別が社会問題となり, 政府による対応が求められるようになったことが「多文化主義法」成立の背景である (正林, 1996; 田村, 1998)。
- 23) これらの法に加え, 「雇用機会均等法」もクォータ制の法的根拠になっている。
- 24) エスニック・グループを分類する指標として, 民族・出身地・宗教・言語・文化等が挙げられるが, ここでは, カナダセンサスに倣って, 移民の出身地ごとにエスニック・グループを分類した。
- 25) カナダ連邦における多文化主義政策の中心的な実行機関として, 多文化主義・市民権省が1991年に設立されたが, 1993年に改組され, 文化遺産省にその職務が委任された。
- 26) 引用文の括弧は筆者による。
- 27) 傍点は筆者による。
- 28) ケベック州は, かつてエスニック・グループを意味する用語として, 「文化共同体 Les communautés culturelles」という表現を用いていた。これによって, マイノリティを喚起するエスニックという表現を避け, オブラートに包み隠すことを意図したものと考えられる。この点に関する考察は, 山口(2000)を参照のこと。

参考文献

- 飯塚佐代子(1997): ケベック型多文化主義の模索—変貌するケベック社会—。NIRA 政策研究, 10号2巻, 16-19。
- 梶田孝道(1993): 『統合と分裂のヨーロッパ』 岩波書店。
- 梶田孝道(1996): 「多文化主義」をめぐる論争点。初瀬龍平編: 『エスニシティと多文化主義』 同文館出版, 67-101。
- 加藤善章(1997): 多文化主義と政策課題—カナダの事例から—。NIRA 政策研究, 10号2巻, 12-15。
- 正林朝香(1996): カナダにおける多文化主義の萌芽・成立・変容。カナダ研究年報, 16号, 81-88。
- 関根政美(1989): 『マルチカルチュラル・オーストリア—多文化主義オーストラリアの社会変動—』 成文堂。
- 関根政美(1994): 『エスニシティの政治社会学—民族紛争の制度化のために—』 名古屋大学出版会。
- 関根政美(2000): 『多文化主義社会の到来』 朝日選書。
- 田村知子(1998): グローバリズム・レイシズム・マルチカルチュラルリズム—カナダ多文化主義の変容とその社会経済的要因—。国際関係学研究, 25号, 63-78。
- 中野秀一郎(1997): ケベック社会の現在—世俗化と少子化—。関西学院大学社会学部紀要, 76号, 207-215。
- 初瀬龍平(1996): 日本の国際化と多文化主義。初瀬龍平編: 『エスニシティと多文化主義』 同文館出版, 205-230。
- モーリス鈴木, T. (1996): 文化・多様性・デモクラシー—多文化主義と文化資本の概念にかかわる小考察—。思想, 867号, 38-58。
- 山口いずみ(2000): ケベック社会の「特殊」性と多様性

- ー移民およびエスニック・マイノリティに関する政策の検討ー. 国際関係学研究, 27号, 75-89.
- Beauchesne, A. and Hensler, H. (1987) : *L'Ecole française à la clientèle pluriethnique de Montréal : situation psychosociale des élèves*. Conseil de la langue française.
- Bernstein, R. (1994) : *Dictatorship of Virtue: Multiculturalism and the Battle for America's Future*. Knopf.
- Blanc, B., Dansereau, F., Germain, A. and Rose, D. (1989) : *Travail, familles et rapports l'espace dans les quartiers montréalais en transformation*. CRSHC, Université de Montréal.
- Castles, S., Cope, B. and Kalantzis, M. (1992) : *Mistaken Identity: Multiculturalism and the Demise of Nationalism in Australia*. Pluto Press.
- Conseil de la langue française (1992) : *Indicateurs de la situation linguistique au Québec*. édition 1992.
- Gordon, M. M. (1988) : *The Scope of Sociology*. Oxford University Press.
- Maisonneuve, D. (1987) : *Le cheminement scolaire des élèves ayant séjourné en classes d'accueil*. Direction des études économiques et démographiques, Ministère de l'Éducation du Québec.
- McRoberts, K. (1993) : *Quebec: Social Change and Political Crisis*. McClelland & Stewart Inc.
- Ministère des communautés culturelles et de l'Immigration du Québec (MCCI) (1990a) : *Au Québec pour bâtir ensemble*.
- Ministère des communautés culturelles et de l'Immigration du Québec (MCCI) (1990b) : *L'intégration des immigrants et des Québécois des communautés culturelles: document de réflexion et d'orientation*.
- Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration du Québec (MRCI) (2000) : *Caractéristiques de l'immigration au Québec*.
- Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration du Québec (MRCI) (2001) : *Plan stratégique 2001-2004*.
- Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration du Québec (MRCI) (2002) : *Tableaux sur l'immigration au Québec 1997-2001*.
- Monnier, D. (1986) : *La question linguistique: l'état de l'opinion publique, Québec*. Conseil de la langue française.
- Paill, M. (1986) : *L'état de la langue française au Québec*. Conseil de la langue française.
- Renaud, J. (ed.) (2001) : *Ils sont maintenant d'ici! Les dix premières années au Québec des immigrants admis en 1989* (ENI). Direction de la planification stratégique du Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration.
- Taylor, C. (1994) : *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*. Princeton University Press.
- テイラー, C. (佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳) (1996) : 『マルチカルチュラルイズム』岩波書店.